

令和 8 年度原田処理場
減速機点検整備業務

特 記 仕 様 書

猪名川流域下水道事務所 維持課

目次

第1章 総則.....	1
第1条 適用範囲.....	1
第2条 工程管理.....	1
第3条 出来形管理.....	1
第4条 安全管理.....	1
第5条 写真管理.....	1
第6条 完了報告書.....	2
第7条 協議.....	2
第8条 技術的判断.....	2
第9条 一括再委託等の禁止.....	2
第10条 個人情報保護.....	2
第2章 業務概要.....	3
第1条 業務概要.....	3
第2条 業務内容.....	3
第3条 その他.....	9

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、猪名川流域下水道原田処理場（以下「処理場」という。）の令和8年度原田処理場減速機点検整備業務に適用する。
2. 受注者は、この仕様書に記載無き事項については「点検整備業務共通仕様書」に準じて業務を行わなければならない。

第2条 工程管理

1. 受注者は、稼動中の処理場において、極力下水処理に支障が無いように工程計画及び現場作業の方法を立案作成し、発注者に提出するとともに適正な工程管理をしなければならない。
2. 受注者は、実施工程については監督職員と承諾の上、決定しなければならない。
3. 受注者は、業務履行にあたって、関連法規を遵守し、使用環境、負荷等の変動に十分注意するとともに、維持管理にも配慮しなければならない。

第3条 出来形管理

1. 受注者は、回転機器について、振動、騒音、電流値等を整備前後に測定し、記録を提出しなければならない。
2. 受注者は、機器の塗装について、素地調整後、工程毎又は塗装完了後に計測し、仕様膜厚が確認できるよう計測記録を提出しなければならない。なお、軽微なものについては、省略することができる。
3. 受注者は、業務に伴う補修塗装をしなければならない。

第4条 安全管理

1. 受注者は、業務責任者を現場作業中、原則常駐させて作業現場の安全と円滑迅速に業務を遂行しなければならない。
2. 受注者は、現場作業開始及び終了時には、発注者に連絡し、退出時には、火気等の安全確認を確実にしなければならない。
3. 受注者は、業務用車両の駐車については、事前に車両登録届を提出（車両が増えた場合は追記）し、指定場所に停め、業務車両掲示証を車中の確認しやすい場所に置かなければならない。
4. 受注者は、現場作業の実施にあたり周辺既設設備の防護、並びに現場作業上必要な臨時の取壊し物の復旧、及び仮設物防護等は、受注者が負担しなければならない。
5. 受注者は、無断で処理場施設内に立入ってはならない。また、指示された場所以外で火気を使用してはならない。
6. 受注者は、クレーン車等を使用して作業を行う場合は、監督職員に事前に通知しなければならない。
7. 受注者は、酸素欠乏等が疑われる場所での現場作業では、必ず酸欠測定等を行い、安全を確認したうえで作業しなければならない。

第5条 写真管理

1. 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
2. 監督職員は、設計図書に定められた履行確認において臨場を机上とすることが出来る。こ

の場合において、受注者は、監督職員に業務管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

第6条 完了報告書

1. 受注者は、業務完了後、完了報告書を提出し担当職員の履行確認をもって業務履行完了しなければならない。

第7条 協議

1. 受注者は、作業中に取替えが必要と認められる部品等が発生した場合は、発注者と協議を行い、その協議結果に依らなければならない。
2. 受注者は、クレーン車等を使用して作業を行う場合で、大阪国際空港（伊丹空港）の高さ制限を超える場合、発注者と協議を行い、協議結果に依らなければならない。

第8条 技術的判断

1. 受注者は、業務に関して高度な技術的調査結果を基に対策及び計画を立案し、その資料と共に発注者に提出し、説明しなければならない。

第9条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、契約書第10条第1項により以下の【主たる部分】については再委託してはならない。また、第2項の受注者が再委託できない【指定部分】、及び第3項の発注者の承諾を要しない再委託可能な【軽微な部分】は以下のとおりとする。

【主たる部分】

工程管理、出来形管理、安全管理、履行確認用の写真管理、完了報告書の作成、協議、技術的判断

【指定部分】

—

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第10条 個人情報保護

1. 受注者が、発注者に提出する書類において生年月日、住所等の個人情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りとするなど情報漏洩に留意しなければならない。

第2章 業務概要

第1条 業務概要

本業務は、原田処理場に設置されている減速機の点検、部品取替整備及び試運転調整等を行う。

第2条 業務内容

1. 点検整備対象

- 2系初沈メインコレクター1-5用減速機
- 2系初沈メインコレクター2-2用減速機
- 2系終沈メインコレクター1-4用減速機
- 2系終沈メインコレクター1-5用減速機
- 2系終沈クロスコレクター2-10用減速機
- 3系初沈コレクターC-1用減速機
- No.2しき搬送コンベヤ用減速機
- No.1脱水ケーキ搬送コンベヤ用減速機
- ケーキ投入機用減速機
- No.1廃熱ボイラ用二重ダンパ用減速機
- No.2廃熱ボイラ用二重ダンパ用減速機
- 3系終沈D-25下流コレクター用減速機

2. 点検整備内容

- ① 点検整備前・後のデータ（振動、騒音、電流値等）測定
- ② 部品取替整備、清掃、試運転調整

3. 交換部品リスト

・2系初沈メインコレクター1-5用減速機

名称	仕様・型番	数量
カラー	-	1個
オイルシール	120-155-16	1個
玉軸受	22220EANRD1C2	1個
給油栓	-	1個
玉軸受	6222C2	1個
玉軸受	NJ310EV	1個
コロ軸受	620GXX	2個
パッキン B	#420	1個
パッキン C	#420	1個
偏心体	#420	1個
玉軸受	6310	1個
T L用パッキン	#413	1式
偏心軸受	#413	1個
偏心部軸用小物	#413	1式
偏心部軸用小物	#420	1式

パッキン A	#420	1 個
オイルゲージ	-	2 式
オイル	-	1 台分
反連結側軸受	6204ZZ	1 個
反負荷側カバー	-	1 個
ウェルナット	-	3 個
連結側軸受	6206ZZ	1 個
ラビリンス	-	1 個
Vリング	20A	1 個

・2系初沈メインコレクター2-2用減速機

名称	仕様・型番	数量
カラー	-	1 個
オイルシール	120-155-16	1 個
玉軸受	22220EANRD1C2	1 個
給油栓	-	1 個
玉軸受	6222C2	1 個
玉軸受	NJ310EV	1 個
コロ軸受	620GXX	2 個
パッキン B	#420	1 個
パッキン C	#420	1 個
偏心体	#420	1 個
玉軸受	6310	1 個
T L用パッキン	#413	1 式
偏心軸受	#413	1 個
偏心部軸用小物	#413	1 式
偏心部軸用小物	#420	1 式
パッキン A	#420	1 個
オイルゲージ	-	2 式
オイル	-	1 台分
反連結側軸受	6204ZZ	1 個
反負荷側カバー	-	1 個
ウェルナット	-	3 個
連結側軸受	6206ZZ	1 個
ラビリンス	-	1 個
Vリング	20A	1 個

・2系終沈メインコレクター1-4用減速機

名称	仕様・型番	数量
カラー	-	1 個
オイルシール	120-155-16	1 個
玉軸受	6221NR	1 個

給油栓	-	1 個
玉軸受	6026	1 個
玉軸受	NJ408	1 個
コロ軸受	619YSX	2 個
パッキン B	#419	1 個
パッキン C	#419	1 個
偏心体	#419	1 個
玉軸受	6210	1 個
T L用パッキン	#411	1 式
偏心軸受	#411	1 個
偏心部軸用小物	#411	1 式
偏心部軸用小物	#419	1 式
パッキン A	#419	1 個
オイルゲージ	L 型	1 個
オイル	-	1 台分
反連結側軸受	-	1 個
ウェルナット	-	3 個
回転子鉄心（ローター軸）	-	1 個
連結側軸受	-	1 個
オイルシール	S30-45-8	1 個
軸（ローター軸）	-	1 個
Vリング	16A	1 個

・2系終沈メインコレクター1-5用減速機

名称	仕様・型番	数量
カラー	-	1 個
オイルシール	120-155-16	1 個
玉軸受	6221NR	1 個
給油栓	-	1 個
玉軸受	6026	1 個
玉軸受	NJ408	1 個
コロ軸受	619YSX	2 個
パッキン B	#419	1 個
パッキン C	#419	1 個
偏心体	#419	1 個
玉軸受	6210	1 個
T L用パッキン	#411	1 式
偏心軸受	#411	1 個
偏心部軸用小物	#411	1 式
偏心部軸用小物	#419	1 式
パッキン A	#419	1 個
オイルゲージ	L 型	1 個

オイル	-	1 台分
反連結側軸受	-	1 個
ウェルナット	-	3 個
回転子鉄心（ローター軸）	-	1 個
連結側軸受	-	1 個
オイルシール	S30-45-8	1 個
軸（ローター軸）	-	1 個
Vリング	16A	1 個

・2系終沈クロスコレクター2-10用減速機

名称	材質	数量
カラー	-	1 個
オイルシール	110-145-15	1 個
パッキン A	#418	1 個
パッキン B	#418	1 個
コロ軸受	618YSX	2 個
パッキン C	#418	1 個
玉軸受	6208	1 個
パッキンTL用	-	1 式
偏心軸受	#410	1 個
偏心部軸用小物	#410	1 式
油切り	-	1 個
ディスタンスピース	-	1 個
玉軸受	6302	1 個
偏心部軸用小物	#418	1 式
偏心体	#418	1 個
玉軸受	NJ407	1 個
玉軸受	6220	1 個
玉軸受	6218NR	1 個
給油栓	-	1 個
オイルゲージ	L 型	1 式
オイル	-	1 台分
反連結側軸受	-	1 個
ウェルナット	-	3 個
回転子鉄心（ローター軸）	-	1 個
連結側軸受	-	1 個
オイルシール	S22-35-7	1 個
軸（ローター軸）	-	1 個
Vリング	16A	1 個

・3系初沈コレクターC-1用減速機

減速機	-	1 台
-----	---	-----

電動機	-	1 台
-----	---	-----

・ No. 2しき搬送コンベヤ用減速機

名称	材質	数量
低速軸	-	1 個
キー	-	1 個
カラー	-	1 個
オイルシール	65-88-12	1 個
パッキン A	#613	1 個
パッキン B	#613	1 個
パッキン C	#613	1 個
玉軸受	6206	1 個
パッキンTL用	#610	1 式
偏心軸受	#610	1 個
偏心部軸用小物	#610	1 式
油切り	-	1 個
ディスタンスピース	-	1 個
玉軸受	6302RSH2	1 個
偏心部軸用小物	#613	1 式
偏心軸受	#613	1 個
玉軸受	6305	1 個
玉軸受	6213	1 個
玉軸受	6211NR	1 個
グリス	-	1 台分
反連結側軸受	-	1 個
回転子鉄心 (ローター軸)		1 個
連結側軸受		1 個
アクリルシール	S26-42-8	1 個
軸 (ローター軸)		1 個
Vリング	25A	1 個

・ No. 1脱水ケーキ搬送コンベヤ用減速機

名称	材質	数量
カラー	-	1 個
オイルシール	85-110-13	1 個
玉軸受	3TM-6213NR	1 個
給油栓	-	1 個
玉軸受	6215	1 個
玉軸受	NJ307	1 個
パッキンB	#616	1 個
パッキンC	#616	1 個
偏心軸受	#616	1 個

玉軸受	6208	1 個
TL 用パッキン	－	1 式
偏心軸受	#612	1 個
偏心部軸用小物	#612	1 式
偏心部軸用小物	#616	1 式
パッキンA	#616	1 個
オイルゲージ	－	1 式
オイル	－	1 台分
反連結側軸受	－	1 個
ウェルナット	－	3 個
回転子鉄心（ローター軸）	－	1 個
連結側軸受	－	1 個
オイルシール	S30-45-8	1 個
軸（ローター軸）	－	1 個
Vリング	30A	1 個

・ ケーキ投入機用減速機

名称	材質	数量
カラー	－	1 個
オイルシール	95-130-15	1 個
玉軸受	6216NR	1 個
給油栓	－	1 個
玉軸受	6218	1 個
玉軸受	NJ406	1 個
コロ軸受	617YSX	2 個
パッキンB	#617	1 個
パッキンC	#617	1 個
偏心体	#617	1 個
玉軸受	6208	1 個
TL 用パッキン	#612	1 式
偏心軸受	#612	1 個
偏心部軸用小物	#612	1 式
偏心部軸用小物	#617	1 式
パッキンA	#617	1 個
オイルゲージ	－	1 式
オイル	－	1 台分
反連結側軸受	－	1 個
ウェルナット	－	3 個
回転子鉄心（ローター軸）	－	1 個
連結側軸受	－	1 個
オイルシール	S30-45-8	1 個
軸（ローター軸）	－	1 個

Vリング	30A	1 個
------	-----	-----

・ No. 1廃熱ボイラ用二重ダンパ用減速機

減速機	-	1 台
電動機	-	1 台

・ No. 2廃熱ボイラ用二重ダンパ用減速機

減速機	-	1 台
電動機	-	1 台

・ 3 系終沈 D-25 下流コレクター用減速機交換部品

サイクロ減速機	CNVM05-6080-6	1 台
継ぎ軸	S45C	1 式
合わせフランジ	SS400	1 式

第3条 その他

1. 受注者は、本業務で発生した廃油については、発注者の指定する場所へ運搬を行う。また、処分は発注者が行う。
2. 受注者は、業務において発生した部品等の梱包材及び空き缶等を処分しなければならない。
3. 受注者は、工場での点検整備を行った場合に発生した産業廃棄物は、排出事業者として適切な処分しなければならない。
4. 受注者は、本業務で生じた産業廃棄物等の現場発生品を法令に基づき適正に処理しなければならない。
5. 取替え部品、機器修理の内容をテプラ等にて現場の適当な位置に貼り付けること。
6. 機器等の補修塗装は本業務に含む。
7. 本業務は、完成検査合格をもって完了とする。